

広島県公安委員会告示第 25 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 6 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P0018	告示の日 (平成 27 年 4 月 6 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CRA ナナシー-DX66 VV	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 (愛知県名古屋市中村区長 戸井町三丁目 12 番地)	左同
5P0072	同上	同上	CR ナナシー-DX121 F	同上	左同
5P0075	同上	同上	CRA ナナシー-DX DS	同上	左同
5P0093	同上	同上	CRA ナナシー-DX99 V	同上	左同
5P0114	同上	同上	CR ガメラ LXB	タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 甘利 祐一 (愛知県名古屋市中村区名 駅南一丁目 11 番 12 号)	左同
5P0112	同上	同上	CR 貞子 3DWAA	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 マユミ (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同
5P0123	同上	同上	CR ワシズ BAA	同上	左同
5P0102	同上	同上	CR ワシズ BXA	同上	左同